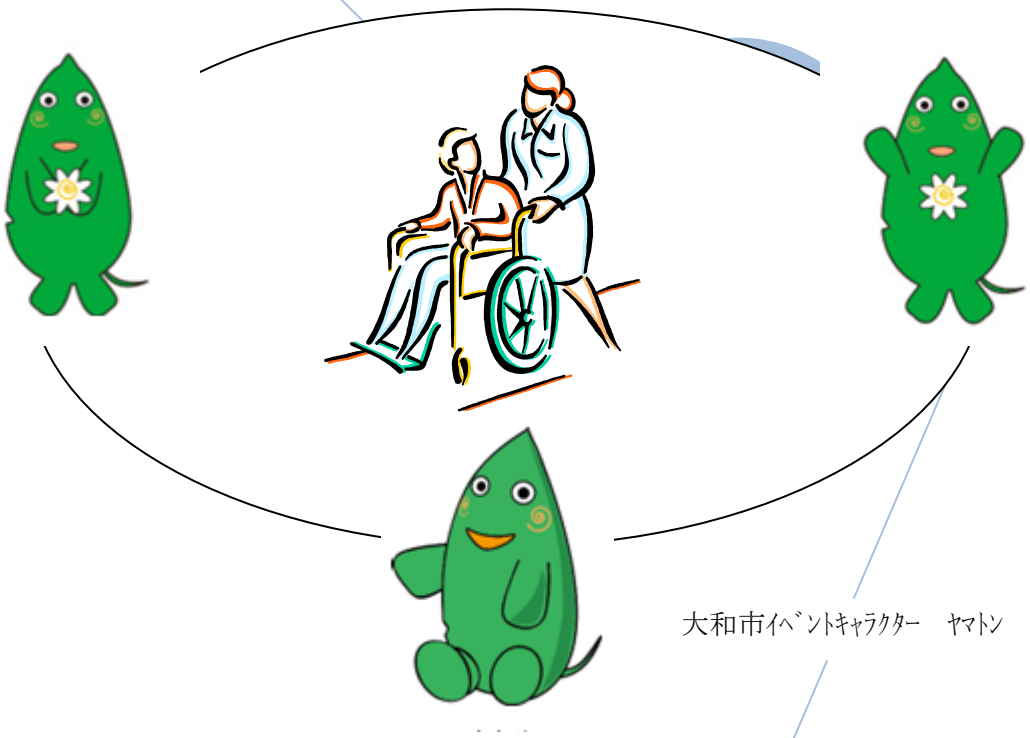
大和市新しい公共を支える

市民活動補償制度

（ボランティア保険）



大和市ｲﾍﾞﾝﾄｷｬﾗｸﾀｰ　ﾔﾏﾄﾝ

大和市内では、多くの市民および市民活動団体による自主的な市民活動（地域社会活動・青少年健全育成活動・社会福祉活動・社会奉仕活動・公益性ある市民活動）が行われています。市民活動において、ケガや他人の物を壊した場合などの補償制度が『大和市新しい公共を支える市民活動補償制度』です。この制度は、市民活動を推進し、多様な価値観を尊重し、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

１．補償制度とは

市民活動補償制度は、市民の皆さんが安心して活動を行えるように市民活動（ボランティア活動）する本人のケガや他人に対して損害を与えた場合等、その費用を補償する制度です。
この保険料は大和市が負担し、保険会社と契約しています。
なお、活動中の※事故が発生した場合は、１４日以内に活動内容や事故発生状況を書面で報告していただきます。それに基づいて大和市と保険会社が審査を行い、要件を満たしている場合には保険金を支払います。
具体的には以下のとおりです。　※（５．事故が発生したら）参照

ア. 市民活動中の事故等を補償する保険です。
　ただし、すべての市民活動が対象となるものではありません。
イ. 市が保険会社と契約しているため市民の方が保険料の負担はありません。
ウ. 事故発生後、１４日以内に手続きをしてください。
　なお、諸事情により 14 日を過ぎる場合は「つながり推進課」までにご連絡ください。
エ. 補償期間は、（令和８年５月１日午後４時から翌年５月１日午後４時まで）１年間とする。

２．補償となる活動

日本国内における、自分の意志に基づき、地域や社会のために貢献することを目的とする無償の市民活動で、自分から進んで行う市民活動です。
また、市民活動団体は、規則（会則等）、活動計画、スタッフ名簿が管理されていることが必要です。
具体的には以下の活動です。

ア. 市民や市民活動団体が自主的に行う市民活動
イ. 無報酬の活動（交通費、弁当代等の実費相当分の受領は可）
ウ. 継続的かつ計画的に行っている市民活動
エ. 公益的な市民活動（社会全体や不特定多数に対する非営利の市民活動）
　ただし、宗教、政治に関する活動や選挙および学校の管理下の活動は除く
オ. 地域社会活動（自治会運営活動、防犯・防火・防災活動等）
カ. 青少年健全育成活動（子ども会活動、夏休み球技大会等）
キ. 社会福祉活動（社会福祉施設援護活動、心身障がい者支援活動等）
ク. 社会奉仕活動（地域清掃活動、環境保護活動、募金活動等）
ケ. 社会教育活動（障がい者を対象とした活動・高齢者向けパソコン講座等）
コ. スポーツ文化活動（スポーツ、文化、芸術、学術に関係した活動等）
サ. 国際協力活動（在住外国人の日常生活の手助け等の活動）
シ. 高齢者救護活動（高齢者の日常生活の手助け等の活動）
ス. 市主催事業（市主催又は共催する事業のうち市民活動に類する事業）

３．補償内容

補償内容には、賠償責任事故、傷害事故、特定疾病があります。

（1）賠償責任事故

市民活動中に過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

ア. 被害者に対する治療費、通院交通費、休業補償費、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代
イ. 保険会社承認による訴訟、仲裁、和解・調停、弁護士費用
ウ. 道義上の責任のみでは支払い対象となりません（法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます）

【賠償責任事故補償内容】

種類	区分	保険金額（限度額）	自己負担金	内　容
賠償責任事故	身体賠償	１名　（１億円） １事故　（５億円）	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	１事故　（500万円）		他人の財物に損害を与えた場合
	保管物賠償	１事故　（500万円）		他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などのより損害を与えた場合

⑵ 傷害事故
市民活動中に発生した急激かつ偶発（突発的に予知できない）な外来事故 （身体に内在するもので持病ではない）によって、死亡し、又は負傷する事故をいいます。

【傷害事故補償内容】

種類	区分	保険金額（限度額）	内　容
傷害事故	死亡	１名　（500万円）	傷害事故が原因で事故発生日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	１名（15～500万円）	傷害事故が原因で事故発生日から180日以内に後遺障害が発生した場合
	入院	１日3,000円(180日限度)	傷害事故が原因で事故発生日から180日以内に入院または通院した場合
	通院	１日2,000円(90日限度)	※医師のいる医療機関で診断・治療を受ける。
	手術	入院手術 3万円(1回限度) 外来手術 1万円(1回限度)	傷害事故が原因で事故発生日から180日以内に障害の治療のために手術を受けた場合。なお、手術内容によって保険金額が定まる。

⑶ 特定疾病
特定疾病の補償対象者が、市民活動中又は市主催事業実施中において市民活動又は市主催事業に起因して発症した疾病で、下記のものをいいます。

ア. 熱中症（熱射病、日射病）
イ. 細菌性食中毒（Ｏ－１５７、ボツリヌス菌、黄色ブドウ球菌等）
ウ. ウイルス性食中毒（ノロウイルス、ロタウイルス等）

【特定疾病補償内容】

種類	区分	保険金額（限度額）	内　容
特定疾病	死亡	１名　（300万円）	指定する疾病が原因で発症日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	１名（9～300万円）	指定する疾病が原因で発症日から180日以内に後遺障害が発生した場合
	入院	１日 3,000円(180日限度)	指定する疾病が原因で発症日から180日以内に入院または通院した場合
	通院	１日 2,000円(90日限度)	※医師のいる医療機関で診断・治療を受ける。

4．お支払いできないもの

(1) 損害賠償責任事故・傷害事故・特定疾病共通

ア. 故意により発生した事故
イ. 戦争、テロ、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等による事故
ウ. 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災による事故
エ. 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯運転又は重大な過失による事故
オ. 脳疾患、心臓疾患、心身喪失によるもの
カ. 医学的他覚所見のない、むち打ち症又は腰痛等
キ. 無資格運転又は酒酔い運転、薬物使用等により発生した事故
ク. 海難救助、山岳救助、銃器を使用する害獣、チェンソー等の危険機器を使用する事故
ケ. 自助活動（自己の利益を直接の目的とする活動）
コ. 市民団体の相互扶助や親睦活動を目的とする活動
サ. 社会福祉協議会が年間事業計画で行われる活動
シ. スポーツ・よか・みどり財団が主催する事業
ただし、自然保全の活動している「しらかしのいえ」、「グリーンアップセンター」は補償対象
ス. 学校の管理下として行われる活動
(ア) 学習支援・授業補助（読み聞かせ、書道や家庭科などの実習補助、テスト勉強の丸付け、日本語指導等）
(イ) 学校環境の整備（図書の整理や修繕（学校図書館の運営補助）、花壇の手入れ、校内のペンキ塗り等）
(ウ) 安全・見守り活動（登下校時の見守り、交通指導、学校行事や部活動のサポート等）および PTA 活動
セ. その他、保険契約に適用される約款および特約条項で※免責される事故

※ 傷害等が発生しても保険会社が支払い責任を負わない事故

(2) 賠償責任事故

ア. 補償対象者の親族に対する損害賠償責任事故
イ. 補償対象者の自身（団体）の財物の滅失、き損または汚損
ウ. 補償対象が所有・使用・管理する車両に起因する損害賠償責任事故
エ. 施設外における動物に起因する損害賠償責任事故
オ. 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因する損害賠償責任事故
カ. その他、保険契約に適用される約款および特約条項で免責される事故

5，事故が発生したら

※まずケガをした場合は、すぐに病院へ行ってください。

(1) 事後の手続き手順

ア. 事故後、市民活動団体の代表者（責任者）に状況を報告してください。
イ. 主催する市の担当課、又は「つながり推進課」へ連絡してください。
（つながり推進課で手続方法をご説明いたします）
ウ. 下記の書類を作成して、つながり推進課へ 14 日以内に提出してください。

⑵ 提出書類

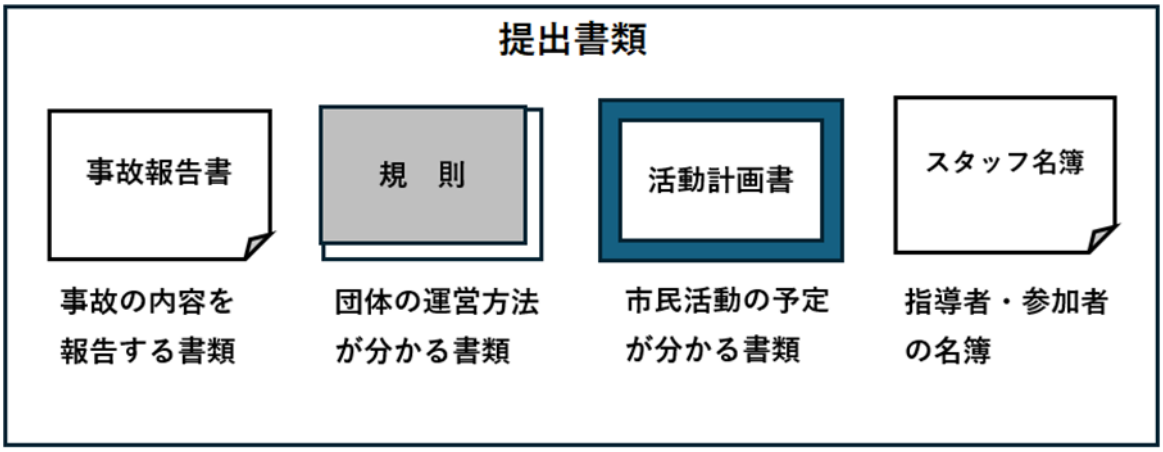
ア. 事故報告書の提出

『大和市新しい公共を支える市民活動補償制度事故報告書』（以下、「事故報告書」という。） は、原則、市民活動団体の代表者が記入して事故の内容を報告する。

イ. 規則（市民活動団体の運営方法が分かる規則・会則等）

ウ. 活動計画書（活動の予定が分かるプログラム、チラシ等）

エ. スタッフ名簿 （指導者・参加者が分かる名簿一覧）



６. 市民活動中の事故防止

市民活動中における事故防止策は、適切な装備の着用、体調管理、無理のない計画が基本となります。その危険を予知して行動することが重要です。

⑴ 転倒事故事例

- 道路の段差につまずいた。
- 階段を踏み外した。
- 斜面での作業中に転倒した。

（防止策）

① 事前に建物、室内、場所（地形）を見渡し危険個所の確認
② 安全かつ効率的に行うために導線を確保する。
③ 時間に余裕をもって行動（走らない）する。

⑵ 作業中の事故事例

- 運搬中に足に物を落とした。
- がれき撤去中に釘を踏んだ。
- 屋外で熱中症になった。

（防止策）

① 作業に準じた保護具の装着（ヘルメット・安全靴（長靴）、作業服（長袖、長ズボン）、防護手袋、保護メガネ等）
② 挟まれる危険がないか、落下物の可能性を確認する。
③ 屋外活動は帽子の着用、水分補給と無理のない休息をとる。

⑶ 賠償事故事例

- 設営ミスでテントが倒れ他人をケガさせた。
- 台車で家のドアや壁又は車のボディーにぶつけた。
- 借用物を誤って落として壊した。

（防止策）

① 設営等、複数人で作業する場合は手順を確認しあう。
② 過積載を避け、二人一組となりそれぞれ声を掛け合いながら運ぶ。
③ 借用物に限らず物品は丁重に取り扱うことを意識する。

7. よくあるご質問（FAQ）

Q.「市民活動補償制度」の適用になるには事前の登録が必要ですか？
A. 事前の登録は必要ありません。補償制度の対象有無については、市民活動内容や事故状況等を伺った上で保険会社と総合的に判断して回答させていただきます。
詳しくは「つながり推進課まで」お問い合わせください。なお、事故が発生した際には、発生日より１４日以内に事故報告書、市民活動団体の規則、活動計画書、スタッフ名簿の４点を提出してください。

Q. 個人で行う市民活動は対象になりますか？
A. 個人の活動は対象外です。市民活動団体に所属していることが対象です。

Q. 町内会対抗の運動会に一般の参加者（市民活動の参加者ではない）がリレーで転んでケガをした事故は対象になりますか？
A. 一般の参加者、見学者、付き添い者は対象外です。あくまで運営を担っている役員等や市民活動を行っている市民活動の方が対象です。

Q. 他市に居住している市民活動の方は対象になりますか？
A. 市内に活動拠点のある市民活動団体に所属していれば対象です。

Q. 賠償責任事故で当事者間での示談をしたが対象となりますか？
A. 基本的に市に相談なく示談をした場合は対象外です。
事前に保険会社の承認が必要になります。「つながり推進課まで」ご連絡ください。

Q. 小学校や幼稚園等の保護者の有志サークルで敷地内や付近の道を清掃していますが、対象となりますか？
A. 自助活動はサークル等とみなされ対象外となります。

Q. 市民活動をするため、往復途上中にケガをしたら対象になりますか？
A. その経路が合理的（一般的に利用される妥当な経路）な場合には対象です。
なお、寄り道や本来の経路から外れる場合は対象外です。

Q. 傷害事故時に休業補償はありますか？
A. この制度は、市民活動中の事故の補償を目的としており、休業補償は対象外です。

Q. 病院で治療した領収書を紛失してしまったが、保険金が支払われますか？
A. 領収書（コピー可）の提出が必要です。

Q. 市民活動補償制度の対象となるには無償でなければなりませんか？
A. 市民活動は、無償が基本です。ただし、交通費や弁当等、社会通念上、妥当な範囲であると認められる場合には対象です。なお、日当や報酬がある場合には対象外です。

Q. 自治会では、防犯パトロール、盆踊り等のコミュニティ活動等行っていますが、その活動は対象となりますか？
A. その活動が市民活動として、市民活動の登録や要件を満たしていれば対象です。
なお、来場する一般の参加者や観覧者は対象外です。

Q. チェンソーでの伐採作業や、高所での作業は対象となりますか？
A. 基本的に危険性が高い機材や高所の活動等は補償の対象外です。

Q. 地域清掃の後、腰が痛くなり病院（整形外科）へ通院しましたが、対象となりますか？
A. 腰痛又は頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）で他覚症状（外から見て確認できる腫れや内出血等）のないものは対象外です。

Q. 腰痛等があり、接骨院に行きましたが対象となりますか？
A. 医師の指示・紹介によらない柔道整復師、理学療法士等の治療は補償対象外です。

Q. その他、補償の対象外となる主なものは何がありますか？
A. 無資格運転、酒気を帯びている。
原因のいかんを問わず、他覚症状のない頚部症候群（いわゆる「ムチウチ症」）又は腰痛又疾病要因（心筋梗塞、急性心不全、クモ膜下出血、気胸、過換気症候群等の疾病）その他保険契約に適用される約款および特約条項にある支払できない事故等です。

8. お問い合わせ

【大和市役所】
市民経済・にぎわい創出部　つながり推進課 市民活動サポート係
電　話：０４６－２６０－５１０３（直通）
所在地：〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1
受　付：土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く（8 時 30 分～17 時）

別記様式(第１０条関係)

大和市新しい公共を支える市民活動補償制度事故報告書

年　　月　　日

大和市長　あて

報告者 氏名/名称

住所/所在地

電話番号　　(　　)

活動中に事故が発生しましたので次のとおり報告します。

活動の種別	□市民活動（　　）□市主催事業（　　）				
事故の種別	□賠償責任事故　□傷害事故　□特定疾病				
活動の概要					
事故発生日時	年　月　日　時　分　頃				
事故発生場所					
事故状況（事故原因、受傷程度等）					
被害者	住　所				
	氏　名				
	電　話 携　帯	(　　) (　　)	生年月日	年　月　日生（　歳）	
傷害の状況 ※傷害事故の場合	傷病名		受傷部位	受傷形態	
	治療の種別	□通院　□入院　□手術			
	病　院　名	電話　(　　)			
損害の状況 ※賠償責任事故の場合					

※次の書類を添付してください。

１．当該市民活動/市主催事業の内容が分かる書類（活動計画書、活動プログラム、活動チラシ等）

２．当該市民団体の団体概要が分かる書類（団体規約や会則等）

３．当該市民活動/市主催事業における指導者、スタッフ等の名簿（参加者名簿や受付簿等）

別記様式(第１０条関係)

大和市新しい公共を支える市民活動補償制度事故報告書

記　入　例

令和〇〇年　〇月　〇日

大和市長　あて

報告者 氏名/名称　〇〇自治会　会長　大和　太郎

住所/所在地　大和市下鶴間１－１－〇

電話番号　０４６　（　２６０　）　××××

市民団体などの代表者が記載をしてください。

活動中に事故が発生しましたので次のとおり報告します。

活動の種別	☑市民活動（　自治会活動　）☐市主催事業（　　）				
事故の種別	☐賠償責任事故　☑傷害事故　☐特定疾病				
活動の概要	〇〇自治会の定期清掃活動として行った大和市民活動公園の草刈り				
事故発生日時	令和　〇〇 年　〇月　〇 日　午前　９ 時　１０ 分　頃				
事故発生場所	大和市下鶴間１－×－××　大和市民活動公園内				
事故状況（事故原因、受傷程度等）	〇〇自治会の定期清掃活動として大和市民活動公園の草刈りをしていたところ、誤ってカマで指を切ってしまい病院で三針縫うケガを負った。				
被害者	住　所	大和市上草柳１－〇－〇			
	氏　名	福祉　花子			
	電　話 携　帯	０４６　（△△△）×××× ０９０　（××××）××××	生年月日	昭和〇〇年　〇月　〇日生（〇〇歳）	
傷害の状況※傷害事故の場合	傷病名	右手中指創傷	受傷部位	右手中指	受傷形態　創傷
	治療の種別	☑通院　☐入院　☐手術			
	病　院　名	大和市立病院	電話	０４６（　×××　）××××	
損害の状況※賠償責任事故の場合					

※次の書類を添付してください。

１．当該市民活動/市主催事業の内容が分かる書類（活動計画書、活動プログラム、活動チラシ等）

２．当該市民団体の団体概要が分かる書類（団体規約や会則等）

３．当該市民活動/市主催事業における指導者、スタッフ等の名簿（参加者名簿や受付簿等）